

改正統計法によって“調査票情報等の利用及び提供”を検討してみますと、第33条第1項に「行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を提供することができる場合」を規定しています。

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成

二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

情報提供ができる場合は、この第33条第1項の一号に示されている「行政機関等その他に準ずる者として総務省令で定める者」と二号に示されている「前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者」と規定されています。そのため、地域がん登録事業は、この第33条第1項第二号の「総務省令で定めるもの」として認められる必要があると思われます。この第33条によって利用が認められない場合には、第40条第1項によりその利用は例外なく認められないことになるのではないかと危惧しています。

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

そうすると、われわれ地域がん登録を実施している側では、人口動態死亡情報の利用が不可となり、その結果、がんの罹患および転帰の把握に深刻な支障を来すことになる可能性があります。地域がん登録事業を実施している道府県市では、この第33条第1項第二号に言う「総務省令で定めるもの」に、道府県市が実施する地域がん登録事業が含まれるように働きかけが必要と思われます。私たち地域がん登録事業に関与する者としても、改正統計法のもとにおいても引き

続き人口動態死亡情報が利用できるよう、道府県市や厚生労働省を通して総務省に働きかけをすることが必要です。

今、がん対策基本法に基づいて国や都道府県のがん対策推進基本計画が策定されつつある状況です。がん対策の基盤となる“がん情報”としては、人口動態死亡統計によるがん死亡データとともに地域がん登録に基づく精度の高いがん罹患データ・生存率データは不可欠であることは明らかです。そのため、地域がん登録全国協議会としては、「改正統計法のもとで二次的利用の手続きが簡素化されること」、「わが国においても米国 CDC で運用されている National Death Index (NDI) プログラムのような利用形態が可能となること」を求めて活動を継続して行っていきたいと思っています。どうぞ、よろしくご協力をお願いいたします。

がん対策推進基本計画に基づくがん登録の推進

木村 慎吾 吉見 逸郎

厚生労働省 健康局総務課がん対策推進室

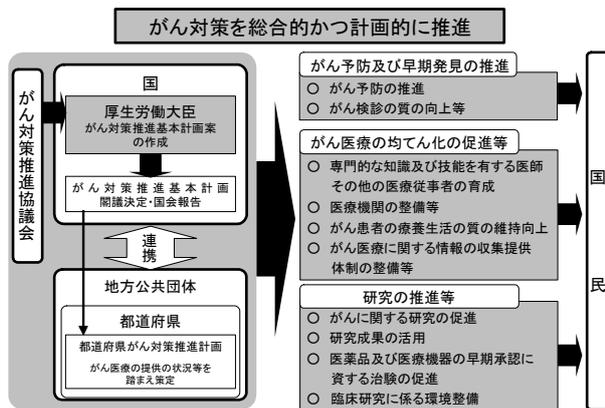
はじめに

昨年、がん医療の向上を求める“患者運動”の高まりを背景に、議員立法により「がん対策推進基本法」が成立しました。同法では、政府は、がん対策推進協議会の意見を聴いて、「がん対策推進基本計画」を策定することが求められており、立法時の経緯を踏まえて、『「がん対策推進協議会」の委員構成については、がん患者が初めてがん医療の政策立案課程に参画できるようになったことの意義を重く受け止め、“がん患者”の意向が十分に反映されるよう配慮すること』との付帯決議がなされています。

こうしたことから、厚生労働省では、4名の患者会関係者に「がん対策推進協議会」にご参画を頂き、平成19年6月、閣議決定を経て政府として「がん対策推進基本計画」を取りまとめました。この基本計画は、“がん患者”の方々の声も十分に反映した、がん対策に関するはじめての計画といえます。

本稿では、がん対策推進基本計画の概略と、基本計画に基づくがん登録の推進方策の一端をご紹介しますので頂きます。

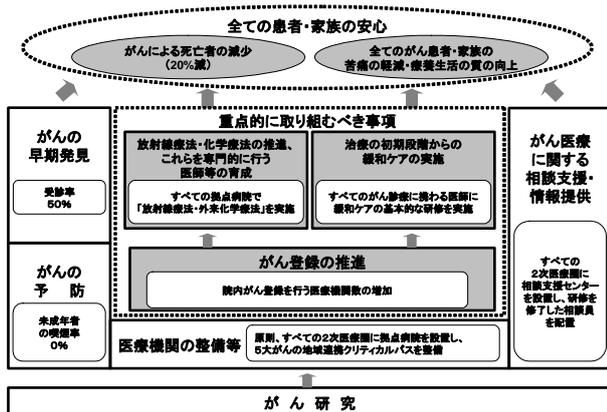
がん対策基本法



がん対策推進基本計画の策定

がん対策推進基本計画の概略は、図に示すとおりであり、「がんによる死亡者の減少」と「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」を全体目標に掲げ、「がん医療の向上」、「がんの早期発見」、「がんの予防」など分野別の施策を総合的かつ計画的に実施していくことを内容としています。

がん対策推進基本計画



また、同計画では、①放射線療法・化学療法の推進、②治療の初期段階からの緩和ケアの実施、③がん登録の推進という 3 つの重点的に取り組むべき課題を設定しています。これらの課題は、国立がんセンターによる試算（がんの年齢調整死亡率の減少には、「がん

医療の均てん化」が果たす役割が大きいことが示されました。）も踏まえて、がん対策推進協議会における議論を経て決定したものであり、いずれも「がん医療の均てん化」に関連した課題となっています。

がん登録を取り巻く現状と今後のあり方

我が国においては、がん登録は、一部の地域や医療機関においてのみ行われており、登録様式も標準化されてこなかったなど、様々な課題を抱えています。

このため、例えば、国の戦略や計画において利用されている全国のがん罹患患者数は、一部の地域のデータをもとに試算した推計値を利用せざるを得ない状況にあります。また、個人情報の保護に関する関心が高まる中で、予後調査の実施などががん登録に必要なデータを収集することには、これまで以上に困難を伴う面もあるのではないかと考えています。

しかし、がん登録により得られるデータは、行政関係者にとって、がん対策の企画・立案、評価に必要であり、がん患者にとって、科学的根拠に基づく最善の治療を受けるために必要不可欠なものと言えます。また、がん患者の多くは、個別医療機関に関する情報を入手することを切望しているのではないかと考えられます。5年生存率などの治療成績は、情報公開に当たって留意すべき点も多く、今般、医療制度改革の一環で創設された「医療機能情報提供制度」において対象外とされたところですが、がん診療連携拠点病院等における院内がん登録を着実に進めていき、がん医療分野における情報収集・情報提供体制が全体をリード出来るように取り組んでいくことが求められていると考えています。

このため、基本計画では、国立がんセンターにおいて院内がん登録を実施しているがん診療連携拠点病院に対する技術的な支援を行うことや、がん診療連携拠点病院の協力のもとに、国立がんセンターにおいて院内がん登録データを収集して、全国的な傾向や課題を分析していく方針を示しています。また、基本計画では、①国民の理解が得られるようにがん登録を周知していく、②個人情報の保護に関する取組を一層推進していく、③がん登録の実務を担う者に対する研修を

着実に実施していく、などがん登録全般にわたって取り組むべき具体的な施策を示しています。

今後、基本計画に基づく取組を着実に実施し、院内がん登録を実施している医療機関数の増加やがん診療連携拠点病院における院内がん登録の実施状況（診断から5年以内の登録症例の予後の判明状況など）の改善など、個別目標に掲げられた事項を確実に達成していくことが求められていると考えています。

そして、がん登録の成果を分かりやすく、“がん患者”に還元していき、多くの“がん患者”の賛同、力強い後押しを得て、がん登録を更に発展させていくことが出来るように、関係者が一丸となって取り組んでいく必要があると思います。

地域がん登録全国協議会の関係者におかれましては、今後も引き続き、がん登録をはじめとするがん対策の推進にご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

「地域がん登録の手引き改訂第5版」について

松田 智大

国立がんセンターがん対策情報センター
がん情報・統計部

手引き改訂第5版の刊行までの道のり

去る5月中旬に、地域がん登録協議会は、祖父江班との協力の下、地域がん登録の手引き改訂第5版を発行し、全国の関係者に送付いたしました。1000部印刷し、追加発送を含め、600部ほどを頒布することができました。このニューズレターをお受け取りいただいている皆様のお手元に、IARCのがん登録の原理と方法と同デザインの冊子が届いていることと思います。

前版である地域がん登録の手引き改訂第4版は、1999年の発行ですから、実に8年ぶりの改訂となりました。「第5版」の前書き部分に記述のある「地域がん登録手引き発行の歴史」をご覧いただければ分かるように、連帯が欠き、技術基盤が不安定であった日本の地域がん登録を発展すべく、私の生まれた年とほ

ぼ一緒の1974年に地域がん登録の手引き初版が発行されました。その後、厚生労働省がん研究助成金「地域がん登録精度向上と活用に関する研究」班が中心となり、研究成果を元にわが国の地域がん登録の標準方式を纏め上げ、標準登録項目や、標準分類コードが示され、個人情報の保護に関する地域がん登録の考え方やデータの取り扱いについて記述し、改訂を重ねて「第4版」に至ることとなりました。

地域がん登録の手引きの改訂第5版の刊行は、一昨年より具体的に提案されており、その構成や著者の選択、内容の詳不詳、用語の統一等における紆余曲折を経て、今春ようやく発刊にこぎつけた次第です。著者一覧にお名前を挙げている全ての先生方、編集委員として校正をしてくださった津熊秀明先生、岡本直幸先生、祖父江友孝先生、そして実務的な編集作業に携わってくださった味木和喜子先生、丸亀知美先生、杉泰子さんには感謝の意を表したいと思います。

手引き改訂第5版の特徴

「第5版」の大きな特徴の一つは、その「薄さ」にあります。これは、著者の先生方が手を抜いたわけではなく、意図的に減量した結果です。重要なことをいかに簡潔な記述で伝えるか、という大変な努力を著者の先生方、編集に携わっていただいた先生方がくださった結果、250ページ近くあった「第4版」が、60ページ程度に収まりました。

「第4版」は、ある意味「これさえあれば地域がん登録のすべてがわかる」というような位置づけにありました。しかしながら、よほど地域がん登録に興味がある、もしくは地域がん登録を勉強しないと食いはぐれるという状況にない限りは、この分厚い教科書を読破するのは至難の業です。

昨今の都道府県の状況を見渡しますと、新規に事業を開始する県もあれば、永い間休止状態にあった事業を復活させる県、また人事異動により、思うように引継ぎがされないまま、他分野の担当者が新規にがん登録事業に携わることとなった県、等様々です。こうした状況において、新任の担当者にいきなり従来の手引きを「熟読せよ」というのは敷居が高すぎるのではな